

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う電話再診による処方箋発行について

－期間延長のお知らせ－

令和2年2月28日付の厚生労働省の通知により、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から慢性疾患等を有する定期受診患者等について当該慢性疾患に対する医薬品が必要な場合に、感染源に接する機会を少なくするため電話・情報通信機器による診察による医薬品の処方が認められました。

前回のお知らせでは電話再診の対象を「3月6日から3月31日に診療予約をされている患者さん」にしておりましたが、期間をしばらくの間延長させていただきます。

電話再診をご希望の方は、受診される診療科受付にご連絡下さい。受付時間は、平日9時～16時で、病院代表電話(0823-21-1601)から各診療科におつなぎします。

対象となる患者さんは、次回の診察予約が入っており、その診察を電話で受けたい方(初診の方は対象外です)で、対象となるお薬はいつも出ているお薬のみです。